

＜平成 29 年度(学生番号 B17)以前入学生対象＞

法学部専門教育科目 昼間コース開講科目を 履修する際の注意点について

平成 31 年度から昼間コースで下表右欄の法学部専門教育科目(特講科目)を開講しますが、夜間主コースの学生が履修する場合、以下の点に注意してください。

- ・ 既に下表左欄の科目を修得済みの場合は、それに対応する右欄の科目を履修することはできません。
- ・ 同様に、下表右欄の科目を修得した場合、それに対応する左欄の科目を履修することはできません。

(例) 昼間コース開講の特講科目「(特講)物権法 1」または「(特講)物権法 2」のいずれかでも修得した場合、夜間主コース開講の「物権法」は履修できない。

対応科目	昼間コース H31 年度以降開講科目
授業科目名	授業科目名 (講義コード)
物権法	(特講)物権法 1 (F2177291)
	(特講)物権法 2 (F2178291)
債権法 (H31 年度以降, 債権総論に科目名変更)	(特講)債権総論 1 (F2179291)
	(特講)債権総論 2 (F2180291)

※教育職員免許状の取得希望者は、必ず夜間主コースで開講する上表左欄の科目を履修してください。

平成 31 年 3 月 27 日
東千田地区支援室